

四日市市告示第 3 5 1 号

四日市市食品衛生自主管理登録・認定制度要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市食品衛生自主管理登録・認定制度要綱を廃止する要綱

四日市市食品衛生自主管理登録・認定制度要綱（平成 2 2 年四日市市告示第 5 5 号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に有効な廃止前の四日市市食品衛生自主管理登録・認定制度要綱第 7 条の規定による認定については、当該認定の有効期間（廃止前の四日市市食品衛生自主管理登録・認定制度要綱第 1 0 条に規定する有効期間をいう。）の満了の日までは、なおその効力を有する。

（健康福祉部衛生指導課）